

諮問第65号の答申
商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定
の変更について（案）

本委員会は、諮問第65号による商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更（名称の変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

I 本調査計画の変更

1 承認の適否

経済産業大臣から平成26年3月5日付け20140303統第1号により申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）（以下「法」という。）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、商業動態統計調査（基幹統計調査）（以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

2 理由等

(1) 調査対象の範囲

本調査の丁調査（企業対象）の調査対象の範囲について、本申請では、表1のとおり、新たに「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」の3業種を調査対象業種に追加する計画である。

表 1

変更前				変更後			
種別	種類	調査対象	対象	種別	種類	調査対象	対象
甲調査	指定事業所甲	・従業者200人以上の卸売事業所等	事業所	甲調査	指定事業所甲	・従業者200人以上の卸売事業所等	事業所
乙調査	指定事業所乙	・指定事業所甲以外の卸売事業所	事業所	乙調査	指定事業所乙	・指定事業所甲以外の卸売事業所	事業所
		・自動車小売事業所等の小売事業所				・自動車小売事業所等の小売事業所	
		・従業者20人以上の小売事業所のうち指定事業所丙を除いたもの				・従業者20人以上の小売事業所のうち指定事業所丙を除いたもの	
	指定調査区乙	・経済産業大臣が指定した調査区内に所在する従業者数19人以下の小売事業所	事業所		指定調査区乙	・経済産業大臣が指定した調査区内に所在する従業者数19人以下の小売事業所	事業所
丙調査	指定事業所丙	・従業者50人以上の小売事業所のうち百貨店及びスーパーに該当する事業所	事業所	丙調査	指定事業所丙	・従業者50人以上の小売事業所のうち百貨店及びスーパーに該当する事業所	事業所
丁調査	指定企業丁	・コンビニエンスストア(一定規模以上)	企業	丁調査	指定企業丁	・コンビニエンスストア(一定規模以上)	企業
		(新設)				・家電大型専門店(一定規模以上)	
		"				・ドラッグストア(一定規模以上)	
		"				・ホームセンター(一定規模以上)	

これについては、近年、3業種の売上げが伸び、市場規模が拡大傾向にあり、月例経済報告（内閣府）で個人消費の主要経済指標として掲載されている「百貨店」、
「スーパー」及び「コンビニエンスストア」の業種とほぼ同程度の市場規模に伸長
しており、小売業全体に占める割合が高まっているため、追加するものである。

これにより、我が国の景気判断や消費動向を多角的に把握・分析する上で有用な
情報が得られることとなり、行政ニーズとともに利用者ニーズに応えるものである
ことから、適当である。

（２）報告を求める者

ア 変更事項 1

本調査の報告を求める者（以下「報告者」という。）の選定について、本申請
では、母集団情報を平成19年商業統計調査（経済産業省が所管する基幹統計調査）
結果から平成24年経済センサス-活動調査（総務省及び経済産業省が所管する基
幹統計調査）結果に変更する計画である。

これについては、平成24年経済センサス-活動調査の卸売業、小売業の結果が
公表（平成25年11月に業種別、平成26年2月に業態別）されたことを踏まえ、
本調査の母集団情報を最新のものに変更するものである。

これにより、最新の卸売・小売業の実態や企業構造情報（従来の事業所を企業
名寄せしていた名簿情報ではなく、企業ごとの傘下事業所の情報による正確な企
業及び事業所の関係情報）を踏まえた対象選定が可能となり、商業活動動向のよ
り正確な把握に資するものであることから、適当である。

イ 変更事項 2

本調査の丁調査における報告者について、本申請では、「家電大型専門店」、
「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を調査対象業種に追加することに伴
い、表2のとおり、当該事業を行う企業を新たに選定する計画である。

表 2

調査対象業種	選定対象企業	(参考) 選定 対象企業数
家電大型専門店	家電大型専門店（日本標準産業分類（平成19年11月改定）の細分類5931「電気機械器具小売業（中古品を除く）」又は細分類5932「電気事務機械器具小売業（中古品を除く）」に属する事業所のうち売場面積が500㎡以上のもの）を10店舗以上有する企業	24企業
ドラッグストア	日本標準産業分類の細分類6031「ドラッグストア」を50店舗以上有する企業又はドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業	67企業
ホームセンター	日本標準産業分類の細分類6091「ホームセンター」を10店舗以上有する企業又はホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業	52企業

(注) 表中の「(参考) 選定対象企業数」は、専門量販店販売統計調査（経済産業省が所管する一般統計調査）の調査対象企業数である。

これについては、調査の効率的な実施を図る観点から変更するものであり、こ

れにより、商品販売額ベースで各業種とも9割を超えるカバー率であるなど一定の結果精度が確保できるとともに、結果的に報告者負担の軽減にも資するものであることから、適当である。

ウ 変更事項3

本調査の丁調査における報告者について、本申請では、報告者となった企業の当該業種の傘下の事業所は乙調査及び丙調査の調査対象から除外する計画である。

これについては、これまで、小売業の事業所を対象とした乙調査及び丙調査と、企業を対象とした丁調査との間で報告を求める者の調整が十分でなかったため、結果的に一部事業所において重複してデータを把握している状況を改善するものである。

具体的には、平成24年経済センサス-活動調査と現行の商業動態統計調査の対象名簿を企業名称等で名寄せし試算した結果、表3のとおり、乙調査及び丙調査において約7%の事業所が除外される見込みである。

表3

区分	乙調査の除外見込み数	丙調査の除外見込み数	計
家電大型専門店	293 事業所	39 事業所	332 事業所
ドラッグストア	129 事業所	11 事業所	140 事業所
ホームセンター	298 事業所	319 事業所	617 事業所
コンビニエンスストア	197 事業所	—	197 事業所
計	917 事業所	369 事業所	1,286 事業所
(参考：全体の調査対象事業所数)	(約 12,500 事業所)	(約 5,300 事業所)	—

(注) 平成24年経済センサス-活動調査と現行の商業動態統計調査の対象名簿から試算したものである。

これにより、報告者負担の軽減に資するとともに、これまで十分に把握できなかった各業種の実態の把握が可能となるものであることから、適当である。

(3) 報告を求める事項

ア 変更事項1

本調査の丁調査において「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を調査対象業種に追加することに伴い、報告を求める事項について、本申請では、新たに「商品別月間商品販売額」、「都道府県別月間商品販売額」、「都道府県別月末店舗数」及び「期末商品手持額」を把握することとしている。

これについては、多様化している個人消費の動向や生産性等についての的確に把握・分析しようとするためのものである。

これにより、都道府県ごとの地域における景気動向の把握が可能となり、個人消費の動向や生産性等についてより詳細に分析を行うことに資するものであり、また、地方公共団体等にとっても有用な情報を得るものであることから、適当である。

一方、従来から丁調査で調査を実施している「コンビニエンスストア」におい

て、地域別の商品販売額等の把握を地方経済産業局単位から都道府県単位に変更するとともに、既存店における商品販売額等の項目を削る計画である。

このうち前者については、都道府県別統計の充実、消費に関する都道府県別分析の向上等に寄与することから、地方経済産業局や都道府県等のニーズに応えるものであり、また、地域統計の更なる充実に資することから、適当である。

また、後者については、①地域別の商品販売額等の把握を地方経済産業局単位から都道府県単位に変更することとの見合いで、報告者負担の軽減を図る必要がある、既存店における商品販売額等の項目を削るものであること、②既存店における商品販売額等のデータとして、別途、業界団体が作成する統計データがあり、本調査の結果と傾向がほぼ一致するなど高い相関関係にあることが確認されたこと、③経済産業省と業界団体においてデータの把握について役割分担が整理され、業界団体において引き続き既存店に係るデータを把握し、安定的に提供されることが確認されたことから、やむを得ないものとする。

ただし、経済産業省は、今回の見直しによって、統計ユーザーの混乱を招くことがないように、今回の整理結果についてユーザー側への周知徹底を図るとともに、本調査の結果公表においてユーザーの利便性を確保するための措置を講じることが必要である。また、将来において業界団体におけるデータの把握状況が変更されるような事情が生じた場合に、調査実施者において適切な対応方を速やかに講じることができるよう、業界団体との意思疎通を今後とも引き続き継続することが必要である。

イ 変更事項 2

本調査の丙調査で把握する期末商品手持額において、本申請では、図1のとおり、従来の4品目（うち計項目1）から10品目（うち計項目1）に細分化する計画である。

図 1

変更前		変更後	
1-3. 期末商品手持額		1-3. 期末商品手持額	
この欄は3月、6月、9月及び12月分を報告するときに記入してください。		この欄は3月、6月、9月及び12月分を報告するときに記入してください。(単位：万円。消費税額を含む。)	
商品名	番号	商品名	番号
A		A	
百億 十億 億 千万 百万 十万 万円		百億 十億 億 千万 百万 十万 万円	
織物・衣服・身の回り品	0131	紳士服・洋品	0141
飲食物品	0132	婦人・子供服・洋品	0142
その他の商品	0133	その他の衣料品	0143
合計	0134	身の回り品	0144
		飲食物品	0145
		家庭用電気機械器具	0146
		家庭用電気機械器具	0147
		家庭用品	0148
		その他の商品	0149
		合計	0150

これについては、国民経済計算（内閣府所管の基幹統計）の四半期別GDP速報における流通在庫の推計精度の向上に資するための変更であり、「公的統計の整

備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）の国民経済計算の整備において「一次統計等との連携強化」の一環として、流通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備が指摘されていることに対応するものであることから、適当である。

（４）集計事項

ア 変更事項 1

本調査について、本申請では、①丁調査の調査対象業種として「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を追加、②丁調査のうち、「コンビニエンスストア」における地域別売上高を都道府県単位で把握、③丙調査の期末商品手持額の細分化といった見直しを行うことに伴い、集計事項の追加・変更を行う計画である。

これについては、報告を求める事項等の変更に伴い、必要な集計事項の追加等を行い、関連する集計事項を変更するものであり、これにより、新たに追加する調査対象業種における商品販売額等の状況や地域別の詳細な売上状況等について把握できることになり、多方面における景気動向等の分析等に資するものであることから、適当である。

イ 変更事項 2

本調査について、本申請では、業種別の表章項目に「無店舗小売業」を追加する計画である。

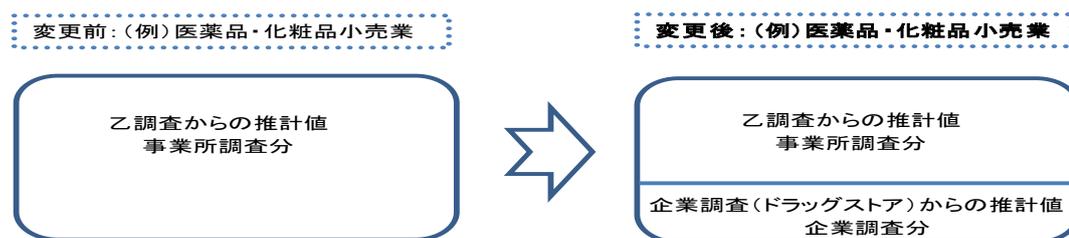
これについては、母集団名簿を平成19年商業統計調査結果から平成24年経済センサス-活動調査結果に変更することに伴い、日本標準産業分類の平成19年改定（平成20年4月適用）の際に新設された中分類61「無店舗小売業」の表章が可能となることを踏まえた見直しを行うものである。

これにより、これまで小売業の各業種の中に含まれていた無店舗小売事業所の販売額が各業種から控除され、新たに「無店舗小売業」の販売額として計上され、業種別販売額及び前年（度、同期、同月）比増減率の状況等について把握できることになり、小売業に係る分析等に資するものであることから、適当である。

ウ 変更事項 3

本調査について、本申請では、業種別販売額等に関し、図2のとおり、従来の事業所を対象とする調査（標本調査。以下「事業所調査」という。）の結果のみから推計する方法から、事業所調査と企業を対象とする調査（以下「企業調査」という。）の結果を用いて推計する方法に変更する計画である。

図 2



これについては、今回から、事業所調査及び企業調査における報告者の重複を排除する観点から、丁調査の対象となった企業の当該業種の傘下の事業所は乙調査及び丙調査の調査対象から除外することとしており（（2）ウ参照）、調査対象業種のうち、「飲食料品小売業」、「機械器具小売業」、「医薬品・化粧品小売業」及び「その他小売業」の業種別販売額の推計において、事業所調査に企業調査の結果を追加して用いることで事業所調査の報告者の数が減少することに対応しようとするものである。

経済産業省では、平成27年7月分から新たな推計方法による公表に向け、データの連続性の確保を図る観点から、専門量販店販売統計調査（経済産業省が所管する一般統計調査）の結果を用いて試算を行い、推計方法の変更による影響の検証を行い、必要な所要の対応を講じることとしていることから、適当である。

3 統計審議会答申における今後の課題への対応状況等について

本調査については、統計審議会における諮問第257号の答申「商業動態統計調査の改正について」（平成11年1月22日付け統審議第2号。以下「統計審議会答申」という。）において、今後の課題として、事業所と企業調査の有機的な連携の在り方や役割分担等の検討など5事項が指摘されており、経済産業省における当該課題への対応状況等は、以下のとおりである。

（1）「事業所調査と企業調査の有機的な連携の在り方や役割分担等」について

統計審議会答申において、「事業所調査と企業調査の有機的な連携の在り方や役割分担等」として、「コンビニ企業調査（引用注：コンビニエンスストアを展開する企業を対象とする調査）の実施によって、商業動態統計調査の調査体系は、事業所調査と企業調査により構成されることとなり、集計結果も独立した扱いになることから、今後、作成される統計の一体性や整合性の観点も踏まえ、事業所調査と企業調査の有機的な連携の在り方や役割分担等について検討する必要がある」と指摘されている。

これについて、経済産業省では、今回の調査計画において事業所調査と企業調査の重複を排除するとともに、集計結果を一体化するといった指摘を踏まえた所要の対応を行うこととしていることから、適当である（前述2（2）ウ及び（4）ウ参照）。

(2) 「事業所調査及び企業調査の標本設計の見直しによる報告者負担の軽減」について

統計審議会答申において、「事業所調査及び企業調査の標本設計の見直しによる報告者負担の軽減」として、「事業所調査については、調査対象にコンビニエンス・ストアが含まれている調査区調査があることから、事業所調査の結果と企業調査の結果を一体的に集計できないこととなっているので、今後、事業所調査及び企業調査の標本設計の見直しについて検討する必要がある」と指摘されている。

これについて、経済産業省では、今回の調査計画において企業調査の対象となった傘下の事業所については事業所調査の対象から除外するとともに、事業所調査の結果と企業調査の結果を一体的に集計するといった指摘を踏まえた所要の対応を行うこととしていることから、適当である（前述2（2）ウ及び（4）ウ参照）。

(3) 「コンビニエンスストアにおける金融関連サービスの把握」について

統計審議会答申において、「コンビニエンスストアにおける金融関連サービスの把握」として、「コンビニエンス・ストアについては、規制緩和等社会経済情勢の変化に対応して、公共料金収納代行等営業内容が拡大していることから、今後、報告者負担の抑制及び金融に係る業務統計の整備状況を踏まえつつ、金融関連サービスの把握について検討することが望まれる」と指摘されている。

これについて、経済産業省は、検討を進めてきたものの、以下の理由から、対応は困難であるとしている。

- ① コンビニエンスストアにおける金融関連サービスに該当するものとして、ATM、公共料金（電力料金、水道料金、ガス料金、放送受信料等）の収納代行等が考えられる中、ATMは別会社の所有となっていたり、手数料収入が売上高ではなく営業収入等となっているなど、企業によって取扱いが異なり、把握が困難であること。
- ② コンビニエンスストアを対象とする丁調査は企業単体（フランチャイズチェーン本部）単位で把握し、別会社であれば対象外としており、金融関連サービスのうち、収納代行等は原価のないサービスであり、企業によっては事業所の営業収入等の扱いとはしても、コンビニエンスストアのサービス売上高に含めないこととしていること。
- ③ 金融関連サービスは、本調査において把握しているサービス売上高に比べ、代金の増減が消費動向等とは直接関係が無いこと。

これについては、金融関連サービスとサービス売上高は分けて把握すべきことから、妥当なものと考ええる。

(4) 「事業所調査と企業調査の一体的な集計・公表」について

統計審議会答申において、「事業所調査と企業調査の一体的な集計・公表」として、「調査の体系の相違から、当面は、やむを得ないものと認められるが、標本設計の見直しに合わせ、商業動態統計調査の結果として一体的な集計・公表について検討する必要がある」と指摘されている。

これについて、経済産業省では、今回の調査計画において事業所調査と企業調査の一体的な集計・公表を行うといった指摘を踏まえた対応を行うこととしていることから、適当である（前述2（2）ウ及び（4）ウ参照）。

（5）「情報通信技術の積極的導入等による一層の公表の早期化に努めること」について

統計審議会答申において、「情報通信技術の積極的導入等による一層の公表の早期化に努めること」として、「コンビニエンス・ストアの販売動向が個人消費の動向把握の基礎資料として重要であることにかんがみ、調査の実施状況を踏まえながら、情報通信技術の積極的導入等により一層の公表の早期化に努める必要がある。なお、その際、百貨店等の全数調査結果等他の調査結果についても、可能な限り公表の早期化に努めることが必要である」と指摘されている。

これについて、経済産業省は、検討を進めてきたものの、以下の理由から、現行の調査の実施から公表までのスケジュールとしたいとしている。

- ① 今回の見直しにより、現在の事業所を対象とする甲調査、乙調査及び丙調査と、企業を対象とする丁調査（コンビニエンスストアを対象）について、新たに丁調査において、「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を対象とするため、調査票の回収、督促、集計等関係する業務が増加する中で、引き続き従前どおりの公表スケジュールで対応することとしていること。
- ② 公表の早期化の観点から、調査対象企業・事業所に対する督促期間の短縮化が考えられるが、動態調査の結果精度の確保を図るためには現行の督促期間の確保が必要であること。

これについては、調査結果の正確性等を確保するため、妥当なものとする。

なお、公表の早期化を図る観点から、オンライン調査の定着・推進を図っていくことは、報告者の利便性の向上や効率的な調査の実施等の面からも有用であり、経済産業省では、毎年「提出促進運動」（10月）を実施するなど、オンライン調査の利用促進を図るための取組を実施していることについては評価できるものとする。

今後、第Ⅱ期基本計画においてオンライン調査を推進することが求められていることを踏まえ、更なるオンラインによる回収率の向上に向けた取組を行うことが必要であるとする。

4 今後の課題

本調査の丁調査においてコンビニエンスストアの既存店につき商品販売額等のデータを把握しないことについては、そのニーズの高さを十分踏まえつつも、2（3）アのとおり、やむを得ないと整理したところである。

このため、経済産業省は、将来において業界団体におけるデータの把握状況が変更されるような事情が生じた場合に、適切な対応方を速やかに講じることができるよう、業界団体との意思疎通を今後とも引き続き継続することが必要である。

II 商業動態統計調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）

1 承認の適否

総務大臣から諮問された商業動態統計調査の指定の変更（名称の変更）について審査した結果、以下の理由から、指定を変更して差し支えない。

2 理由等

「商業動態統計調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、法では統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でない。

新たな基幹統計の名称については、「統計」と「統計調査」を区分する考え方を徹底する観点から、「調査」という用語を含めることは適当でないことを勘案し、また、法の考え方に基づき基幹統計の名称を変更した過去の例も踏まえ、「商業動態統計」とすることが適当である。

第45回サービス統計・企業統計部会結果概要

1 日時 平成26年5月15日(木) 9:55~12:15

2 場所 経済産業省別館共用104号会議室

3 出席者

(部会長) 廣松毅

(委員) 北村行伸、西郷浩

(専門委員) 永井知美、山本渉

(審議協力者) 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県

(調査実施者) 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室：間中室長ほか

(事務局) 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、佐藤国際統計企画官ほか

4 議題 商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について

5 概要

- 調査実施者から、前回部会で回答が積み残しとなった案件について報告が行われた後、審査メモに沿って審議が行われた。
- 審査メモ中の「1 商業動態統計調査(基幹統計調査)の変更」のうち、「③ 報告を求める事項」、「④ 集計事項」、「⑥ 集計・公表方法について」、「⑦ 景気動向指数やSNA等への対応について」、「⑨ オンライン調査への対応について」及び「⑩本調査の課題への対応について」は、前回部会において結論を保留した事項を含め、適当であると判断された。
- 「2 商業動態統計調査(基幹統計)の指定の変更(名称の変更)」については、名称を「商業動態統計」に変更することが適当であると判断された。
- 部会において審議すべき事項については一通り審議を終えたことから、次回部会においては答申(案)を審議することとされた。

委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 前回部会で積み残しとなった案件について

- ・ 経済産業省及び日本フランチャイズチェーン協会の調査結果(平成25年1月分~同26年3月分)において、①コンビニエンスストアの売上高推移(全店ベース)、②コンビニエンスストアの売上高前年同月比推移(全店ベース)、コンビニエンスストアの売上高前年同月比推移(既存店ベース)をみると、それぞれの相関係数は①が0.9999、②が0.9984、③が0.9986であり、相関関係が非常に高いことについては承知した。
- ・ データの公表については、日本フランチャイズチェーン協会の方が経済産業省より一週間程度早い状況にある。しかしながら、時系列でデータを分析するに当たっては、経済産業省のデータの方は利用しやすいことから、利用度や有用性が高く、本調査で

既存店分を把握する項目を残すことに意味があるものとする。本調査で把握している既存店部分のデータに対するエコノミストやアナリストの利用ニーズは高く、もしこの部分がなくなった場合、本調査に対する利用ニーズはかなり低下するのではないかと。

- 全店分と既存店分では前年同月比の伸び率に大きな違いがあり、全店ベースのデータをみても状況がよくわからない。今回の見直しにより、本調査は市場規模を見るだけに利用することになるのではないかと。
- 日本フランチャイズチェーン協会において既存店分のデータを把握しており、報告者負担との関係で、本調査において従前どおりの報告を求めることが難しいということであれば、日本フランチャイズチェーン協会と経済産業省の間の棲み分けはどのようになるのか。ユーザーが混乱しないためにも、コンビニエンスストアに係る既存店分のデータは日本フランチャイズチェーン協会のデータをみていただくといったことについて周知徹底を図る必要があるのではないかと。
 - 日本フランチャイズチェーン協会では、引き続き既存店ベースのデータを把握し、時系列データを整備していく一方で、経済産業省では、都道府県単位での消費動向を分析する情報が少ないことや、地方公共団体からの利用ニーズに応える観点から、地域別の把握に力点を置くということで、両者におけるデータ把握に当たっての棲み分けを図っていくこととしており、このことについては両者の間で確認をしているところである。

また、ユーザーへの周知については、提供するデータの切り替えの部分を含め、経済産業省のホームページを通じて行うこととしたい。
- 百貨店、スーパーについては引き続き既存店分のデータを公表するということがよいか。
 - そのとおりである。
- コンビニエンスストアを対象とする調査において、日本フランチャイズチェーン協会は10社分を対象に、経済産業省は同協会に加盟していない2社を加えた12社分を対象にそれぞれ実施した調査結果をみると、月次データの相関係数が0.99であり、売上高の差も大きくなく、情報量に特に差が生じるまでは言えないのではないかと。
- 今回、新たに都道府県別の販売額・サービス売上高を把握する調査事項を設けることとしているため、報告者負担の軽減を図ることに配慮する必要があることや、既存店の部分のデータは日本フランチャイズチェーン協会で把握していることを踏まえ、本調査の既存店の部分に係る調査事項を削除することとしているものと理解している。

このような中で、利用者にとって、どのような整理がより有用性が高いのかということ、両者のバランスの中で判断することが必要ではないかと。

 - 調査実施者としては、既存店の部分のデータは日本フランチャイズチェーン協会において把握しているため、地域分析に資する情報の充実化を図る観点から、新たに地域別のデータを把握することを優先したところ。
- e-statのメリットは、ユーザーから見た場合、分散型となっている各府省の統計調査のデータを1か所で見られることにある。e-statに日本フランチャイズチェーン協会のデータを掲載することは難しいだろうが、リンクを貼る等により、ユーザーが引

き続き関係するデータにアクセスできるよう誘導できるようにすれば、懸念していることの解消につながるのではないかと。

→ 本調査の結果は経済産業省のホームページと e-stat に掲載しているが、日本フランチャイズチェーン協会のデータについては、経済産業省のホームページで周知するほか、同ホームページに日本フランチャイズチェーン協会のデータにアクセスできるようリンクを貼るなど、ユーザーが混乱したり、戸惑ったりしないような措置を講じることとしたい。また、e-stat に移送する結果情報に係る資料に日本フランチャイズチェーン協会の公表データ等の紹介を盛り込むなど、公表の仕方の中で工夫等を行う余地がないかについても考えたい。

- ユーザーの利便性を確保することは重要であり、e-stat で一元的に把握できるのが望ましいが、e-stat の運用管理機関との調整が必要なことでもある。ユーザーが混乱しないためにどのような対応が可能か、e-stat の運用管理機関と相談していただきたい。

- 日本フランチャイズチェーン協会と経済産業省との間で、役割分担とともに連携が行われることが重要であり、例えば、既存店分のデータについて、二次統計の形で両者のデータを定期的に集計・分析し、公表するといったことはできないか。

→ 日本フランチャイズチェーン協会の調査と本調査では、調査対象の範囲に違いがあることから、対応は難しい。

- 本調査の結果は、第3次産業活動指数にどのように利用されているか。

→ 日本標準産業分類に合わせる形で、卸売業、小売業について全店ベースの販売額のデータを提供している。

- 経済産業省は、既存店ベースのデータに対するユーザーのニーズを承知した上で、地域別・都道府県別データの充実することが必要と判断する中、報告者の記入負担に配慮し、今回、既存店ベースのデータを把握する項目を削除することとしている。その一方で、削除する項目については民間団体において調査・集計している信頼度の高い、代替可能なデータがあるため、必ずしも関係する情報がなくなるわけではないとしている。

しかしながら、今回のように、これまで把握している調査項目を削除する場合は、それに至った経緯等については、統計委員会の場だけでなく、様々なところで丁寧に説明し、調査実施者側の都合だけで調査項目を削除するわけではないことを十分に説明し、理解をしていただくことが重要であると考え、また、ユーザーの利便性を確保する観点から、公表の仕方等において工夫することも必要であると考え。

大変難しい結論であるが、このような対応を行うことを前提として、既存店ベースのデータを把握する項目を削除することについて、部会としては適当であると判断する。

(2) 「④ 集計事項」について

ウ 変更事項3

- 今回の見直しを踏まえ、販売額のシミュレーションを行った推計結果をどう評価しているのか。

- 今回のシミュレーションの結果に関わらず、新しい推計方法を更に見直すことは想定していない。新たに企業調査分を追加して推計する業種のうち、今回のシミュレーションは、消費税の税率変更前の駆け込み需要の時期と重なっているため、特に影響が大きいと思われる家電大型専門店を含む「機械器具小売業」について、数値が大きく振れるだろうと考え、実施したものであり、消費者の特殊な行動の部分が影響しているものと考えられる結果が見られた。なお、他の業種についてはこれから検証することとしているが、「機械器具小売業」以上に数値が動くことは想定していない。
- ・ 「数値の連続性を確保する」とあるが、どのように確保するのか。
→ 現時点において数値の補正は想定していないが、仮に一時点でギャップが生じた際には、水準補正の可否を検討し、必要に応じて水準補正を行うことがあり得るものと考えている。
 - ・ 前年同月比の伸び率にあまり変化はないようであるが、平成 26 年 1 月分からのデータしかなく、現時点では、まだ、よく分からないところもあるのではないかと。また、平成 26 年 2 月分で新たな推計方法の方で金額が減ったのは、重複分を除外したからと考えてよいか。
→ そのとおりである。
 - ・ 統計の作成において民間委託は行っているか。民間委託をしている統計調査において、調査方法の変更がないのに大きなデータの変動があった事例があると聞いたので、確認させていただいた。
→ データのパンチ入力のみ民間委託を行っているが、それ以外は行っていない。
 - ・ 「機械器具小売業」以外の新たに企業調査分の追加を予定している業種についても今後検証を行うとのことであり、それ結果を踏まえ、リンク係数を作成するかどうか判断されることになろうが、今回の変更内容について、部会としては適当であると判断する。

(3) 「⑥ 集計・公表について」について

- ・ 1 か月の業務スケジュールにおいて、オンライン調査の導入により、督促の時期が短くなるといった要素は特になく考えてよいか。
→ オンラインで回答している企業や事業所は、提出期限内に提出されている例が多く、督促が必要なのは紙ベースで回答している企業や事業所に多い状況にある。また、企業によっては決算時期と重なる等の事情により、どうしても提出期限内には間に合わないといったケースも見られるようである。
- ・ 都道府県の状況はどうか。
→ 調査対象企業では、販売額を記入することになっているが、事業所によっては売上げのとりまとめ周期と合わないところがあるため、報告が報告期限までに間に合わず、調査票の回収に苦労しているところが見られる部分がある。
- ・ 民間団体のデータには速報性、国のデータには網羅性、正確性を期待しており、無理に急いで公表する必要性は乏しいのではないかと。
- ・ 調査の精度を確保するため、調査実施者においてかなり努力をしている状況がみら

れ、現在の集計・公表方法について部会としては適当であると判断する。

(4) 「⑦ 景気動向指数やSNA等への対応について」

- ・ 推計方法の見直しによる影響については、調査実施者において更に検証を進めるということであり、よろしくお願ひしたい。
- ・ QE への活用についてはこれから検討を行うが、経済産業省ともよく相談させていただきたい。さらに、追加での把握を要望している事項については、潜在的な要望としてはあるので、引き続き相談させていただきたい。
- ・ 本件への対応について、部会としては適当であると判断する。

(5) 「⑨ オンライン調査への対応について」

- ・ 電子調査票のうち、PDF 形式とはどのようなものか。また、乙調査において紙媒体の調査票に記入し、報告した方が早いとのことだが、提出の手間を考えるとオンラインの方が楽ではないか。また、調査事項が少ないことが、オンライン利用率が進まない理由とはならないのではないか。
→ PDF 形式は、調査票のイメージがパソコン画面に表示されるもので、回答欄ごとに回答を記入するとともに、前月の回答内容が表示されるものである。乙調査については調査員調査のため、調査員が調査票の回収に伺うことや、調査事項が商品販売額及び月末従業員者数とも少ないこともあり、紙媒体の調査票による回答の方が楽ということのようである。
- ・ ある意味、乙調査のオンライン回答率の低さが全体の回答率の低下を招いている状況にあるが、調査票の内容が簡易なものであり、これだけであれば書いたほうが楽かもしれない。このような中で、現在、調査実施者では、オンライン調査の推進に向けた提出促進運動（毎年 10 月）といった取組を行っており、このような取組を続けていただくことを確認し、本件について、部会としては適当であると判断する。

(6) 「⑩ 本調査の課題への対応について」

- ・ 前回、コンビニエンスストアにおける金融関連サービスの把握について課題が付された背景事情は不明であるが、コンビニエンスストアでは、モノの販売だけでなく、24 時間サービスを提供しており、その活動の多角化等を踏まえ、提供するサービスの質が変わっている点を捉えるべきではないかといった指摘ではないかと想定すると、今回のサービスは通常の商品の販売とは異なるといった整理では課題に対する回答になっていないのではないか。
- ・ この課題は、丁調査としてコンビニエンスストアを対象とする調査を新たに導入する際に議論されたものである。コンビニエンスストアにおけるサービスの将来的な内容が見通せない中で、こういったものの把握があり得るのではないかという指摘ではなかったかと思う。
- ・ ATM の手数料は別会社の収入になっている場合もあるなど、金融関連サービスの取扱いについては企業によって異なると聞いている。このように把握自体が困難であることから、金融関連サービスに係る分は売上高ではなく、雑収入等として整理されて

いるところもみられるようである。

- ・ コンビニエンスストアにおける金融関連サービスは公共料金等の決済サービスと考えられる。このため、商品の動きをみるなら、ダブルカウントしてしまう可能性もあるので、他のサービスときちんと分けて把握した方がよいと考える。商業活動として取扱うことについては問題があるのではないか。
- ・ 企業調査の売上高に副業分が含まれているかどうかの議論とも関連するが、本調査は企業単体で把握し、別会社であれば対象外としており、商品販売額以外は販売額に含めないということも金融関連サービスを把握しないことと整合性は取れている。金融関連サービスの把握自体は重要だが、本調査で把握する必要性は薄いものと考えられるため、本件について、部会としては適当であると判断する。
- ・ 業種間及び従業者規模区間の事業所の経年的な移動については、大きな移動はほとんどないとのことであり、引き続き状況を注視していただくということで、本件について、部会としては適当であると判断する。
- ・ 「その他の小売業」の目標精度確保については、「医薬品・化粧品小売業」に係る表章を特掲することで対応しており、本件について、部会としては適当であると判断する。

(7)「2 商業動態統計調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）」

- ・ 商業動態統計調査（基幹統計）の名称の変更については、部会として、名称を「商業動態統計」に変更することが適当であると判断する。

6 次回予定

次回は、平成 26 年 5 月 23 日（金）13 時 00 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

第46回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日時 平成26年5月23日(金) 13:00~14:14
- 2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
 - (部会長) 廣松毅
 - (委員) 北村行伸、西郷浩
 - (専門委員) 永井知美、山本渉
 - (審議協力者) 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都
 - (調査実施者) 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室：間中室長ほか
 - (事務局) 内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、佐藤国際統計企画官ほか
- 4 議題 商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について
- 5 概要

- 答申(案)について審議が行われた結果、「I 本調査計画の変更」の「4 今後の課題」を除き、部会として了承された。
- 「4 今後の課題」については、本調査の丁調査票においてコンビニエンスストアの既存店につき商品販売額等のデータを把握しないことについての経済産業省の対応について記述を追加すべきとの指摘があり、答申(案)に記載することとされた。なお、内容については部会長に一任され、後日メールにて委員及び専門委員に連絡し確認してもらうこととされた。

委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 答申(案)について

ア 「I 本調査計画の変更」

○ 「2 理由等」

- ・ 「ア 調査対象の範囲」について
特段の意見なく了承された。
- ・ 「イ 報告を求める者」について
特段の意見なく了承された。
- ・ 「ウ 報告を求める事項」について
 - ・ 丁調査のコンビニエンスストアを対象とした調査において、既存店分の商品販売額等の項目を把握しないことは非常に残念であるが、家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターなど他の業種を新たに把握することは大きな前進である。コンビニエ

ンスストアにおいて既存店における商品販売額等の項目を削ることについては、ユーザーの混乱を招かないよう、御配慮を頂きたい。

- ・ 今回、調査対象の範囲に新たに3業種を追加する、コンビニエンスストアにおいて既存店における商品販売額等の項目を削るといった大きな変更が行われるが、調査実施から半年あるいは1年後に、変更後の調査がうまくいっているかについて検証する予定はあるか。
 - 今後、変更計画による調査が実施され、データがある程度蓄積された段階で適宜行っていきたい。
- ・ 変更計画による調査が実施された後も、民間団体が公表しているデータとの比較・検証については継続的にお願いしたい。
- ・ 丁調査のコンビニエンスストアを対象とした調査において、既存店分のデータが継続的に把握できることが望ましいが、調査実施者側のリソースを考慮すると、都道府県別データを把握した上で、更に既存店分のデータを継続して把握することは難しいのではないかと考える。信頼のおける民間統計がある場合には、当該データを積極的に利用することも1つの考え方としてあり得るのではないかと考える。
- ・ これまで本調査結果から得られていたデータを民間統計と代替するに当たっては十分に検討することが必要と考えるが、調査実施者から報告いただいた民間統計との比較検証の結果について、本部会としては各委員及び専門員から納得できるものであるという御判断を頂いたものと考えている。
- ・ 本件については、部会としては適当であるとさせていただく。

- ・ 「エ 集計事項」について
特段の意見なく了承された。

○ 「3 統計審議会答申における今後の課題への対応状況等について」

- ・ 「(1)「事業所調査と企業調査の有機的な連携の在り方や役割分担等」について」
特段の意見なく了承された。
- ・ 「(2)「事業所調査及び企業調査の標本設計の見直しによる報告者負担の軽減」について」
特段の意見なく了承された。
- ・ 「(3)「コンビニエンスストアにおける金融関連サービスの把握」について」
 - ・ 金融関連サービスが今後どう動くのか判断の難しいところであるが、状況からみて対応は困難ではないかと考える。
 - ・ 決済に係る統計は日本銀行や他の機関で把握できると思われるので、そういった統計で代替することが可能ではないかと考える。
 - ・ 本調査が月次調査であることを考慮すると、対象範囲を広げすぎると月次調査としての実施が困難になるようなところもあるものと考えている。
 - ・ 「対応が難しい」との結論について、今回は難しいが次回への課題として残るのか、

それとも今後は宿題にはならないということなのか。この課題の将来的な扱いはどうなるのか。

→ 引き続きの課題とするということは想定していない。

- ・ 今の整理でよいと考える。金融関連サービスについてはサービス売上高と分けて把握した方がよく、金融関連サービスについて付加価値の部分まで含めて実際に把握することはかなり難しいので、調査項目に含めるのは無理ではないか。
- ・ 本件については、今回の調査実施者の説明をもって妥当とし、引き続きの課題とはしないこととする。

- ・ 「(4)「事業所調査と企業調査の一体的な集計・公表」について」
特段の意見なく了承された。

- ・ 「(5)「情報通信技術の積極的導入等による一層の公表の早期化に努めること」について」
 - ・ 実際に調査をしてみないと分からない部分もあるが、丁調査において調査対象数が増え、業務量等が増えることが見込まれることもあり、現時点で無理して早期化を目指すよりは、調査の正確性等を確保することが重要ではないか。
 - ・ 公表までのスケジュールについては、従来どおり行うことでよいと考える。なお、民間統計の方は本調査よりも一週間程度早く公表されているため、同結果を使っただけ一方で、本調査は地域統計の充実化を図り、かつ、正確な統計の作成・提供に万全を期すことが求められているといったことについて、統計委員会での報告の際にコメントしていただいた方がよいと考える。
 - ・ 統計委員会における報告に当たってコメントすることについては、了解した。

○ 「4 今後の課題」について

- ・ 丁調査のコンビニエンスストアを対象とした調査において、既存店分のデータを把握しないことについては、別の箇所で、業界団体の状況を引き続きモニターしていくことが記載されている。内容は重複するものの、今後、継続的に行われるべきであるということであれば、今後の課題においても同様の内容を記載しておくことが考えられるのではないか。今回の調査を止めても差し支えないという判断は条件付きであるので、今後もその条件が成り立つのか確認することが必要であることを今後の課題として記載することについて、検討してほしい。
- ・ 確認の意味を含め、別の箇所で記載している内容と同様の記載をすることとしたい。なお、文案については、部会長に一任いただき、後ほど委員及び専門委員に御報告することとしたい。
- ・ 民間団体で作成している民間統計で、公的統計に代替可能な部分がある場合についてどのように考えるか。今回は、既存店分に係るデータについて信頼性が高いと考えられる民間統計に任せた上で、これまで把握していなかった都道府県別単位のデータを公的統計として把握することにより、我が国全体で見た場合に提供される情報量が増加するという判断から、両者の役割分担について整理がなされたところである。し

かし、従来は民間統計があったとしても、カバレッジ等の面から公的統計で把握する傾向が強かったことを踏まえ、今回の整理を契機に、今後、公的統計と民間統計との関係についてどのように考えるか整理することが必要ではないか。今後、類似の事例が生じた場合、今回の判断は大きな変化ではないかと考えるので、統計委員会に報告する際に触れていただければと考えている。

- ・ 今後、公的統計と民間統計と関係をどう整理していくかということは難しいところがある。倒産統計等民間統計にあつて公的統計にないものもあるが、この部分を政府統計側として把握するのは、リソース等の面から困難である。

このようなことを踏まえ、今後の公的統計と民間統計との関係に関してどのように考えるのかについて、統計委員会の場で一つの問題提起という視点から発言したい。

○ 「Ⅰ 承認の適否」について

- ・ 特段の意見なく了承された。

イ 「Ⅱ 商業動態統計調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）」について

基幹統計の名称を「商業動態統計」とすることについて、特段の意見なく了承された。

6 その他

答申（案）については、「今後の課題」に所要の事項を記載した上、平成 26 年 6 月 16 日（月）開催予定の第 76 回統計委員会において、部会長から報告することとされた。

なお、修文については部会長に一任され、その結果は委員及び専門委員にメールで報告することとされた。

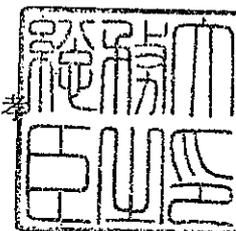


総政企第53号
平成26年3月24日

統計委員会委員長

西村清彦 殿

総務大臣
新藤 義孝



諮問第65号

商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定
の変更について（諮問）

標記について、平成26年3月5日付け20140303統第1号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

あわせて、基幹統計の指定の変更に当たり、同法第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

1 諮問事項

基幹統計調査である「商業動態統計調査」（以下「本調査」という。）の平成27年7月分以降の調査の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

あわせて、法第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、基幹統計である「商業動態統計調査」の指定の変更（名称の変更）を行うこと。

2 変更の概要

（1）商業動態統計調査（基幹統計調査）の変更

平成27年7月分以降に実施する本調査について、調査計画における①調査対象の範囲、②報告を求める者、③報告を求める事項及び④集計事項を以下のとおり変更する。

① 調査対象の範囲

丁調査（企業対象）において、新たに「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を調査対象業種に追加する。

変更前				変更後			
種別	種類	調査対象	対象	種別	種類	調査対象	対象
甲調査	指定事業所甲	・従業者200人以上の卸売事業所等	事業所	甲調査	指定事業所甲	・従業者200人以上の卸売事業所等	事業所
乙調査	指定事業所乙	・指定事業所甲以外の卸売事業所	事業所	乙調査	指定事業所乙	・指定事業所甲以外の卸売事業所	事業所
		・自動車小売事業所等の小売事業所				・自動車小売事業所等の小売事業所	
	指定調査区乙	・従業者20人以上の小売事業所のうち指定事業所内を除いたもの			指定調査区乙	・従業者20人以上の小売事業所のうち指定事業所内を除いたもの	
		・経済産業大臣が指定した調査区内に所在する従業者数19人以下の小売事業所	事業所			・経済産業大臣が指定した調査区内に所在する従業者数19人以下の小売事業所	事業所
丙調査	指定事業所丙	・従業者50人以上の小売事業所のうち百貨店及びスーパーに該当する事業所	事業所	丙調査	指定事業所丙	・従業者50人以上の小売事業所のうち百貨店及びスーパーに該当する事業所	事業所
丁調査	指定企業丁		企業	丁調査	指定企業丁		企業
		・コンビニエンスストア(一定規模以上)				・コンビニエンスストア(一定規模以上)	
		(新設)				・家電大型専門店(一定規模以上)	
		"				・ドラッグストア(一定規模以上)	
"	・ホームセンター(一定規模以上)						

【説明】

本調査の「百貨店」、「スーパー」及び「コンビニエンスストア」の結果は、月例経済報告（内閣府）に主要経済指標として掲載されていることから、今回、平成24年経済センサス-活動調査の結果において当該業種とほぼ同じ市場規模である「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」の動向について新たに把握することにより、内閣府等が景気判断を行う際の基礎資料の提供に資する。

② 報告を求める者

ア 変更事項 1

本調査の母集団情報を平成19年商業統計調査結果から平成24年経済センサス-活動調査結果に変更する。

【説明】

本調査は、これまで平成19年商業統計調査（基幹統計調査。経済産業省）の情報に基づき、報告を求める者を選定していた。この度、平成24年経済センサス-活動調査（基幹統計調査。総務省・経済産業省）が実施さ

れ、平成25年11月及び平成26年2月に結果が公表されたことを踏まえ、本調査の母集団情報を直近のものに変更する。

イ 変更事項 2

丁調査において、「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を調査対象業種に追加することに伴い、報告を求める者として当該事業を行う企業を新たに選定する。

【説明】

「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」の報告を求める者として、以下の企業を抽出することとしている。

i 家電大型専門店

家電大型専門店（日本標準産業分類（平成19年11月改定）の細分類5931「電気機械器具小売業（中古品を除く）」又は細分類5932「電気事務機械器具小売業（中古品を除く）」に属する事業所のうち売場面積が500㎡以上のもの）を10店舗以上有する企業

ii ドラッグストア

日本標準産業分類の細分類6031「ドラッグストア」を50店舗以上有する企業又はドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業

iii ホームセンター

日本標準産業分類の細分類6091「ホームセンター」を10店舗以上有する企業又はホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業

ウ 変更事項 3

丁調査において報告を求める者となった企業の当該業種の傘下の事業所は、乙調査及び丙調査の調査対象から除外する。

【説明】

本調査では、これまで、小売業の事業所を対象とした乙調査及び丙調査と、企業を対象とした丁調査との間で報告を求める者の調整を行っておらず、結果的に重複してデータを把握している事業所が存在していたため、今回、この是正を行う。

③ 報告を求める事項

ア 変更事項 1

丁調査において、「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を調査対象業種に追加することに伴い、報告を求める事項として「商品別月間商品販売額」、「都道府県別月間商品販売額」、「都道府県別月末店舗数」及び「期末商品手持額」を新たに把握する。

また、従来から丁調査で調査を実施している「コンビニエンスストア」において、地域別の商品販売額等の把握を地方経済産業局単位から都道府県単位に変更するとともに、既存店における商品販売額等の項目を削る。

【説明】

都道府県における景気動向を把握するための基礎資料を得るため、丁調査で都道府県別の商品販売額等を把握する一方で、報告者負担の軽減の観点から、既存店における商品販売額等の項目を削る。

イ 変更事項 2

丙調査で把握する期末商品手持額について、従来の4品目（うち計項目1）から10品目（うち計項目1）に細分化する。

【説明】

国民経済計算（基幹統計。内閣府）の四半期別GDP速報における流通在庫の推計精度の向上に資するため、商品販売額の商品分類に合わせる形で期末商品手持額の商品分類の細分化を行う。

④ 集計事項

ア 変更事項 1

今回、(i) 丁調査の調査対象業種として「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を追加、(ii) 丁調査のうち、「コンビニエンスストア」における地域別売上高を都道府県単位で把握、(iii) 丙調査の期末商品手持額の細分化といった見直しを行うことに伴い、関連する集計事項を追加・変更する。

【説明】

調査対象業種等の変更を踏まえ、的確な集計結果の公表の観点から、集計事項の追加等を行う。

イ 変更事項 2

母集団名簿を平成19年商業統計調査結果から平成24年経済センサスー活動調査結果に変更することに伴い、業種別の表章項目に「無店舗小売業」を追加する。

【説明】

平成19年商業統計調査においては、日本標準産業分類の平成14年改定を基に調査を実施しており、同分類の平成19年改定（平成20年4月適用）の際に新設された中分類61「無店舗小売業」は同調査の業種分類として設定されていなかった。今回、母集団情報を平成24年経済センサスー活動調査結果に変更することに伴い、中分類61「無店舗小売業」についても表章が可能となったため、集計事項の見直しを行う。

ウ 変更事項 3

業種別販売額等について、従来の事業所調査（標本調査）の結果のみから推計する方法から、事業所調査と企業調査の結果を用いて推計する方法に変更する。

【説明】

今回から、丁調査の対象となった企業の当該業種の傘下の事業所は、乙調査及び丙調査の調査対象から除外することとしていることから、甲調査、乙調査及び丙調査の結果に加えて、丁調査の結果も併せて業種別販売額等の推計を行う。

(2) 商業動態統計調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）

「商業動態統計調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でない。

この点を踏まえ、基幹統計である商業動態統計調査の名称を適切なもの（例：商業動態統計）に変更する。

3 審議すべき重点事項

(1) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」への対応について

「諮問第58号の答申 公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」(平成26年1月31日付け府統委第9号。以下「第Ⅱ期基本計画答申」という。)において、本調査についての直接的な記述はないが、関連する事項として、国民経済計算と一次統計等との連携強化の中で「流通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備」について指摘があることから、本調査における対応について、検討する必要がある。

(2) 丁調査の調査対象業種に「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を追加することについて

今回、丁調査において「家電大型専門店」、「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を新たに調査対象業種とすることとしている。これに関して、当該業種を新たな業種として設定することの必要性等について、検討する必要がある。

(3) 調査対象事業所の標本抽出方法の変更について

今回、母集団情報を平成19年商業統計調査結果から平成24年経済センサス-活動調査結果に変更するとともに、丁調査の報告者となった企業の当該業種の傘下の事業所は、乙調査及び丙調査の調査対象から除外することとしている。これに関して、結果精度や時系列比較への影響の有無等について、検討する必要がある。

(4) 集計・公表方法について

今回、事業所を対象とした甲調査、乙調査及び丙調査の結果と、企業を対象とした丁調査の結果について、一体的に集計・公表することとしている。

これを踏まえ、(i) 集計方法の妥当性、(ii) 公表の時期の更なる早期化の可能性等について、検討する必要がある。

(5) 景気動向指数やSNA等への対応について

本調査は、景気動向指数、四半期別GDP速報等に利用されている。これを踏まえ、(i) 今回の変更内容に特に問題はないか、(ii) 更なる見直しが必要な点はないか等について、検討する必要がある。

(6) 卸売・小売業を対象とした統計調査の体系的な整備について

本調査と構造調査である商業統計調査や経済センサス-活動調査との役割分担等がどのように整理されているのか、検討する必要がある。

(7) オンライン調査への対応について

第Ⅱ期基本計画答申において、「統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する」こととされている。

本調査は、既にオンライン調査は導入済みであるが、オンライン調査の推進に向けた取組がどのようになっているか、確認する必要がある。

(8) 本調査の課題への対応について

本調査については、統計審議会の答申「諮問第257号の答申 商業動態統計調査の改正について」(平成11年1月22日付け統審議第2号)において、以下の

とおり、課題が指摘されている。

- ① 事業所調査と企業調査の有機的な連携の在り方や役割分担等
- ② 事業所調査及び企業調査の標本設計の見直しによる報告者負担の軽減
- ③ コンビニエンスストアにおける金融関連サービスの把握
- ④ 事業所調査と企業調査の一体的な集計・公表
- ⑤ 情報通信技術の積極的導入等による一層の公表の早期化に努めること

また、前回承認時（平成21年12月11日承認（軽微処理とすることについて統計委員会サービス統計・企業統計部会長の了承済））において、以下のとおり、課題が指摘されている。

- ① 業種間及び従業者規模区分間の事業所の経年的な移動への適切な対応
- ② 「その他の小売業」の目標精度を確保するための標本抽出方法の改善
- ③ 小売業販売額の地域別公表の在り方

以上の課題については、今回の見直し等によって、おおむね対応がなされているものの、その妥当性について、検討する必要がある。

商業動態統計調査の概要

〈調査の目的〉

商業動態統計調査は、全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにすることをその目的としている。

〈調査の概要〉

【調査の範囲】

日本標準産業分類 I-卸売業・小売業のうち、代理商、仲立業を除く全国の事業所及び企業

【調査の対象】

- 調査票甲：・従業者100人以上の各種商品卸売事業所（総合商社等）
・従業者200人以上の卸売事業所
- 調査票乙：【指定事業所（業種別、従業者規模別に層別した上で無作為に抽出した事業所を対象）】
・調査票甲の対象となる卸売事業所以外の卸売事業所
・従業者数20人以上の小売事業所のうち、調査票丙の対象となる事業所を除いた事業所
・従業者数19人以下の自動車小売事業所、機械器具小売事業所及び燃料小売事業所
【指定調査区（経済産業省が抽出した調査区内に所在する全ての事業所を対象）】
・従業者数19人以下の小売事業所（自動車小売事業所、機械器具小売事業所、燃料小売事業所を除く）
- 調査票丙：従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店（注1）及びスーパー（注2）に該当する全ての事業所
- 調査票丁：500店舗以上のコンビニエンスストアを有する全ての企業
（注1）百貨店は「日本標準産業分類（平成19年11月改定）の中分類561「百貨店、総合スーパー」のうち、「スーパー」に該当しない事業所であって、かつ、売場面積が東京特別区及び政令指定都市で3,000平方メートル以上、その他の地域で1,500平方メートル以上の事業所」をいう。
（注2）スーパーは「売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、かつ、売場面積が1,500平方メートル以上の事業所」をいう。

【報告事項】

1. 調査票甲：従業者数、月間商品販売額、期末商品手持額
2. 調査票乙：従業者数、月間商品販売額
3. 調査票丙：売場面積、従業者数、営業日数、月間商品販売額、商品券販売額、期末商品手持額
4. 調査票丁：月間商品販売額、サービス売上高、店舗数

【調査系統】

1. 指定事業所甲、乙及び指定調査区乙事業所・・・調査員調査、郵送調査又はオンライン調査



2. 指定事業所丙・・・郵送調査又はオンライン調査



3. 指定企業丁・・・郵送調査又はオンライン調査



〈結果の公表〉

経済産業省のホームページ及び定期刊行物により公表し、速報は調査月の翌月下旬、確報は調査月の翌々月中旬に公表している。

商業動態統計調査の結果の利用

商業動態統計調査の調査結果は、「商業販売統計速報」、「商業販売統計月報」として毎月公表され、特に「小売業」については、我が国の個人消費動向を供給側から把握するための代表的な指標として幅広く利用されている。

【行政施策上の利用】 ～景気観測の資料として～

1 景気動向指数(DI、内閣府)

DIの一致系列の基礎データ(2系列/11系列中)として採用されている。

① 商業販売額(小売業前年同月比)

② 商業販売額(卸売業前年同月比)

2 GDP四半期別統計(QE、内閣府)

QEの基礎データとして利用されている。

① 商業販売額(小売業)

② 商業販売額(卸売業)

③ 商品別期末商品手持額(大規模卸売店)

④ 商品別期末商品手持額(大型小売店)

3 第3次産業活動指数(経済産業省)

2次加工統計のデータ及び経済分析(個人消費)のための基礎資料

4 月例経済報告、地域経済動向(内閣府)

経済動向における全国、地域別基調判断のための基礎資料

【金融機関等における利用】 ～経済動向分析(全国、地域)の資料として～

○ 金融経済月報、さくらレポート(日本銀行)

経済動向における全国、地域別基調判断のための基礎資料

商業動態統計調査の主な変更のポイント

I 商業動態統計調査(基幹統計調査)の変更

1 調査対象の範囲

これまで、専門量販店販売統計調査(一般統計調査・経済産業省)で調査対象としていた「家電大型専門店」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」を、商業動態統計調査(以下、「本調査」という。)の調査対象の範囲に追加

変更前			変更後		
事業所	対象		事業所	対象	
指定事業所甲	・従業者200人以上の卸売事業所等	事業所	指定事業所甲	事業所	
指定事業所乙	・指定事業所甲以外の卸売事業所 ・自動車小売事業所等の小売事業所 ・従業者20人以上の小売事業所のうち指定事業所丙を除いたもの	事業所	指定事業所乙	事業所	
指定調査区乙	・経済産業大臣が指定した調査区内に所在する従業者数19人以下の小売事業所	事業所	指定調査区乙	事業所	
指定事業所丙	・従業者50人以上の小売事業所のうち百貨店及びスーパーに該当する事業所	事業所	指定事業所丙	事業所	
指定企業丁	・コンビニエンスストア(一定規模以上)	企業	指定企業丁	企業	
			・コンビニエンスストア(一定規模以上)		
			・家電大型専門店(一定規模以上)		
			・ドラッグストア(一定規模以上)		
			・ホームセンター(一定規模以上)		

2 報告を求める者

- ① 本調査の母集団名簿の情報を平成19年商業統計調査結果から平成24年経済センサス-活動調査結果に変更することによる報告者数の変動
- ② 本調査に専門量販店販売統計調査の調査対象業種を追加することにより、新たに報告者となる企業が増加
- ③ 企業調査の調査対象となった企業の傘下の小売事業所は、事業所調査の抽出の対象から除外。あわせて、業種別販売額等の集計を、従来の事業所調査の結果のみで推計する方法から、両調査の結果を用いて推計する方法に変更

3 報告を求める事項

- ① 本調査に専門量販店販売統計調査の調査対象業種を追加することによる調査項目の追加
- ② SNA精度向上に係る対応による変更(丙調査の在庫品目について、商品別販売額の品目に合わせる形で細分化(4品目(うち計項目1)→10品目(うち計項目1))
- ③ 丁調査(コンビニエンスストア)の地域別売上高の把握を、他の企業調査(家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター)と同様、地方経済産業局単位から都道府県単位に変更するとともに、既存店の月間商品販売額の把握項目を削除

4 集計事項

- ① 専門量販店販売統計調査の組入れによる集計表の追加
- ② 丙調査の期末商品手持額の品目の細分化による変更
- ③ 丁調査の都道府県単位での把握による変更
- ④ 無店舗小売業の新設に伴う変更

II 商業動態統計調査(基幹統計)の指定の変更

基幹統計の名称が「商業動態統計調査」となっており、基幹統計調査と同一の名称であることから、これを「商業動態統計」(仮称)に変更

平成11年1月22日

総務庁長官

太田 誠 一 殿

統計審議会会長

溝 口 敏 行

諮問第257号の答申

商業動態統計調査の改正について

通商産業省は、商業動態統計調査（指定統計第64号を作成するための調査）について、百貨店、総合スーパーと並ぶ主要な業態に成長し、近年著しく売上高が伸長しているコンビニエンス・ストアの販売動向を的確にとらえるため、新たに調査票を追加して、平成11年4月分調査から実施することを計画している。

本審議会は、本調査が、我が国における商業の販売動向を早期に把握し、景気判断等のために不可欠な基礎資料を提供するものであることにかんがみ、今回の改正計画全般にわたって、適切な経済運営に資する観点も踏まえ、審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の改正計画

(1) 調査の体系

商業動態統計調査は、全国の商業を営む事業所を対象とする調査（以下「事業所調査」という。）として実施されており、百貨店等の全数調査、商業統計調査の名簿による指定商店調査及び商業統計調査の調査区情報に基づく調査区調査により構成されている。

今回、コンビニエンス・ストアの販売動向を的確に把握するため、コンビニエンス・ストアを展開する企業を対象とする調査（以下「コンビニ企業調査」という。）を加え、商業動態統計調査の一調査として実施する計画である。

これについては、我が国経済の低迷が続く中で、景気動向をよりの確に把握しようとする政策ニーズに対応して、現行の事業所調査とは独立した体系の調査として計画されたものであり、緊急に整備が必要な分野の統計を提供するものとして評価できる。

しかしながら、コンビニ企業調査の実施によって、商業動態統計調査の調査体系は、事業所調査と企業調査により構成されることとなり、集計結果も独立した扱いになることから、今後、作成される統計の一体性や整合性の観点も踏まえ、事業所調査と企業調査の有機的な連携の在り方や役割分担等について検討する必要がある。

(2) 調査対象及び標本設計

コンビニ企業調査の調査対象は、原則として500店舗以上のコンビニエンス・ストアを展開する企業とする計画である。

これについては、景気動向をよりの確に把握しようとする政策ニーズに緊急に対応するとともに、調査の効率的実施、報告者負担の抑制を図るものであり評価できる。

しかしながら、事業所調査については、調査対象にコンビニエンス・ストアが含まれている調査区調査があることから、事業所調査の結果と企業調査の結果を一体的に集計

できないこととなっているので、今後、事業所調査及び企業調査の標本設計の見直しについて検討する必要がある。

これにより、一層の報告者負担の軽減も期待されるものと考えられる。

(3) 調査事項

コンビニ企業調査の調査事項は、月間商品販売額、月間サービス売上高及び月末店舗数とする計画である。

これについては、コンビニエンス・ストアの販売動向を把握するための必要最小限のものとなっており、妥当と認められる。

なお、コンビニエンス・ストアについては、規制緩和等社会経済情勢の変化に対応して、公共料金収納代行等営業内容が拡大していることから、今後、報告者負担の抑制及び金融に係る業務統計の整備状況を踏まえつつ、金融関連サービスの把握について検討することが望まれる。

(4) 集計・公表

コンビニ企業調査の結果は、事業所調査の結果及びその結果を用いて作成される指数等とは切り離して集計・公表する計画である。

これについては、調査の体系の相違から、当面は、やむを得ないものと認められるが、標本設計の見直しに合わせ、商業動態統計調査の結果として一体的な集計・公表について検討する必要がある。

また、調査結果は、現行の事業所調査の結果と同時に調査月の翌月下旬に公表する計画である。

これについては、コンビニエンス・ストアの販売動向が個人消費の動向把握の基礎資料として重要であることにかんがみ、調査の実施状況を踏まえながら、情報通信技術の積極的導入等により一層の公表の早期化に努める必要がある。

なお、その際、百貨店等の全数調査結果等他の調査結果についても、可能な限り公表の早期化に努めることが必要である。

2 その他

(1) サービス販売に係る動態統計の整備

経済のサービス化の進展の中で、個人消費に占めるサービス消費の割合も上昇し、サービス販売の動向をとらえることは、個人消費動向の把握ひいては景気動向の的確な把握に資するものと考えられる。このようなことから、個人向けサービス販売の動向をとらえる動態統計の必要な整備を図っていくことが望まれる。

(2) 景気動向のよりの的確な把握への活用

コンビニ企業調査の実施、上記サービス動態統計の拡充等販売動向を把握する月次データの充実によって景気動向に関する貴重な情報が提供されることになる。これらの情報は、景気変動の把握に活用できることから、例えば、景気動向指数、第三次産業活動指数等景気動向に関連する指標の見直し等について検討することが望まれる。